

ネーミングライツ (命名権)

バス停ネーミングライツとは?

従来のバス停名後に副呼称として社名・店舗名などを命名する権利のことを言います。

導入の目的

停留所施設の管理等をまかない、安定的に安全安心な輸送を確保する事を目的とします。



スポンサー募集!

掲出場所

バス停	運賃表示器	車内放送
		

※写真は全てイメージです。バス停・運賃表示器の仕様や表示形式は、場所・車両により異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。

路線バス利用者数 2019年度実績 (2019年4月~2020年3月)

年間: 約 270万人

※6歳未満と空港連絡バス・MY遊バスは除きます。
※ICカードの利用者数を元に現金での利用者数を割り出し、合算した数値となります。

※開始時期には条件があるためお問い合わせください。
※社内審査により副呼称としての適否を決定します。

商品名	バス停 ネーミングライツ(命名権)
契約期間	3年
掲出場所	バス停・運賃表示器・車内放送
料金	年間 660,000円 (月/55,000円) ※制作費が別途必要になります。 ※バス停への広告掲出、車内CMは別途料金になります。